

板橋区ものづくり企業 立地継続助成金のご案内

助成事業の内容・経費

(1) 工場の改修等事業

操業環境の改善（防音・防臭・防塵・防振等）を目的として行われる改修事業

- ①区内の現工場の改修費用。ただし、新增築を含まない。
- ②移転先工場の改修。ただし、新增築を含まない。

(2) 工場の移転事業（一部移転を含む）

操業環境の改善を目的として行われる次の移転事業

- ①区内への工場移転。なお、工場移転には工場の増改築を伴うものを含む。
- ②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転。ただし、一時移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合には、年度毎に交付決定を必要とする。

(3) 設備更新・導入事業

- ①区内の現工場にある生産に要する設備等の更新。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。
- ②区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。

注

操業環境改善（防音、防臭、防振、防塵等）を図るものでなければ対象となりません。
工業専用地域内の工場の改修等事業、設備更新・導入事業は対象となりません。
工業専用地域からの移転も対象となりません。
設備更新については、現在使用している設備を処分（廃棄・売却等）することが必要となります。

活用例

以下のような助成対象経費の最大3/4を助成します！

- 板橋区内の工場等の防臭対策や防音対策のための改修工事費用
- 都内（板橋区を含む）のものづくり中小企業者が板橋区で操業するための移転費用等
- 静音性の高い生産設備への更新費用
- 工場内粉塵を抑制するための小型防塵機設備の導入費用

事前相談期間・申請受付期間・事業実施期間

- ◇ 事前相談・申請受付期間：平成30年4月2日（月）～5月31日（木）
 - ◇ 事業実施期間：交付決定の日（7月上旬）から平成31年1月31日（木）
- ※ 本助成金を申請する場合は、事前相談が必須となります。

助成率、助成限度額、最低投資額

助成率	助成限度額	最低投資額
助成対象経費の4分の3以内	375万円	100万円

助成対象者

次の方が対象
になります。

- ◇ 板橋区内に本社又は事業所の登記があり、区内で1年以上操業するものづくり中小企業者
- ◇ 都内かつ板橋区外で1年以上操業し、新たに区内へ移転するものづくり中小企業者
- ◇ 過去3年間（平成27年4月1日～平成30年3月31日まで）に本助成金を受けていないこと。

助成金受領までの流れ

平成30年4月2日（月） ～5月31日（木）	事前相談期間・申請受付期間 ※申請する場合は、事前相談が必須となります。
6月上旬	審査会 (予算超過の場合は申請額に応じ定率で減額)
7月上旬	助成金交付（不交付）決定通知
(助成金交付決定後)	事業開始 助成対象事業に係る購入・工事等契約の締結
平成31年1月31日まで	事業完了（助成対象事業に係る支払いの完了）
事業完了から1カ月以内かつ 平成31年1月31日まで	実績報告書の提出
(実績報告書提出後)	完了現地検査・助成金額確定・交付請求・助成金受領

提出・お問い合わせ先

板橋区 産業振興課 活性化戦略グループ

(〒173-0004) 東京都板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター5F

TEL: 03-3579-2193 FAX: 03-3579-9756

E-MAIL: sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp

※ 本助成金の募集期間及び事業の詳細につきましては、区ホームページ「板橋区ものづくり企業立地継続支援事業」にてご確認ください。申請書類はホームページ下部の応募様式をダウンロードいただけます。